

- 長崎市消防局(長崎市・時津町・長与町)
- 佐世保市消防局(佐世保市・西海市・東彼杵町・川棚町・波佐見町・小値賀町・宇久町・小佐々町・佐々町)
- 県央地域広域市町村組合消防本部(諫早市・大村市・雲仙市の一部)の条例で定められた設置基準です。

● 取付けが義務付けられている所

● 取付けをおすすめする所



7m²(四畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要です

